

令和2年度における東京高等裁判所の裁判官の配置，裁判事務の代理順序，裁判事務の分担，事件の分配，開廷日割及び行政事務の代理順序に関する定めを次のとおりとする。

第1章 裁判官の配置

- 1 各民事部，刑事部及び特別部に配置する裁判官を，別表1のとおりとする。
- 2 知的財産高等裁判所については，同裁判所が定めるところによる。

第2章 裁判事務の代理順序

- 1 裁判長に差し支えがあるときは，その部の裁判官が別表1に掲げる順序によって裁判長を代理する。ただし，特別の理由があるときは，部の合議により，その部の他の裁判官に裁判長を代理させることができる。
- 2 裁判長でない裁判官に差し支えがあるときは，他の部の裁判官（裁判長を除く。）が，これを代理する。
- 3 一つの部の裁判官全部に差し支えがあるときは，他の部の裁判官が，これを代理する。ただし，夏期休廷及び夏期休廷中の代理は，別表2のとおりとする。
- 4 知的財産高等裁判所については，同裁判所が定めるところによる。

第3章 裁判事務の分担

第1節 民事部及び知的財産高等裁判所

1 民事部

第1民事部，第2民事部，第4民事部，第5民事部，第7民事部から第12民事部まで，第14民事部から第17民事部まで及び第19民事部から第24民事部までの各部は，本節2に掲げる知的財産高等裁判所が分担する事件を除く民事に関する次の事件及び家事に関する次の事件を分担する。ただし，(8)，(9)の事件は，第2民事部，第4民事部，第5民事部及び第7民事部が，(10)から(15)までの事件は，第11民事部が分担する。

- (1) 管内の地方裁判所及び家庭裁判所の裁判に対する控訴事件及び抗告事件 ((8)

の事件及び第3節の3の(4)から(8)までに掲げる事件を除く。)

- (2) 選挙に関する訴訟事件
- (3) 地方自治法に基づく解散若しくは解職の請求又は住民投票に関する訴訟事件
- (4) 普通地方公共団体に対する国の関与等に関する訴訟事件
- (5) 差戻事件及び再審事件
- (6) 最高裁判所にした上告提起事件，上告受理申立て事件及び特別抗告提起事件並びに許可抗告申立て事件
- (7) 除斥又は忌避の申立てに関する事件
- (8) 管内の家庭裁判所の裁判に対する抗告事件
- (9) 高等裁判所を第一審とする家事審判事件
- (10) 管内の地方裁判所の第二審判決及び簡易裁判所の第一審判決に対する上告事件
- (11) 管内の地方裁判所の決定に対する再抗告事件
- (12) 電波法第97条の事件
- (13) 鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第57条の事件
- (14) 最高裁判所にした特別上告提起事件
- (15) 刑事事件以外の事件で他の部に属しない事件
- (16) 民事調停法第20条第1項及び第4項並びに家事事件手続法第274条第1項による調停事件

2 知的財産高等裁判所

知的財産高等裁判所は，次の事件を分担する。

- (1) 知的財産高等裁判所設置法（平成16年法律第119号。以下「設置法」という。）第2条第1号所定の事件
- (2) 設置法第2条第2号所定の事件（特許庁の特許，実用新案，意匠又は商標に関する審決又は決定に対する不服の訴えに関する事件）
- (3) 設置法第2条第3号所定の事件（(1),(2)の訴訟に係る抗告事件，(1)の訴訟を

本案とする民事保全事件，(2)の訴訟を本案とする執行停止事件，(1),(2)の事件に係る差戻事件及び再審事件，商号に関する事件で知的財産に関する専門的な知見を要する事件などを含む。)

(4) 設置法第2条第4号所定の事件

(5) 最高裁判所にした上告提起事件，上告受理申立て事件及び特別抗告提起事件並びに許可抗告申立て事件((1)から(4)までに掲げる事件に関するものに限る。)

(6) 除斥又は忌避の申立てに関する事件（知的財産高等裁判所に関するものに限る。)

第2節 刑事部

第1刑事部から第12刑事部までは，刑事及び少年に関する次の事件並びに心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下「医療観察法」という。）に関する次の事件を分担する。

- 1 管内の簡易裁判所，地方裁判所及び家庭裁判所の裁判に対する控訴事件，抗告事件及び抗告受理申立て事件
- 2 忌避の申立て及び刑事訴訟法第428条第2項の異議の申立てに関する事件
- 3 差戻事件
- 4 再審請求事件，刑事補償請求事件及び費用補償請求事件

第3節 特別部

第1特別部から第5特別部までは，次の各区分による事件を分担する。

1 第1特別部

海難審判法第44条の事件

2 第2特別部

人身保護法第4条の請求に関する事件

3 第3特別部

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（平成25年法律第100号による改正前のもの）第85条又は第86条の事件

- (2) 中小企業等協同組合法（平成25年法律第100号による改正前のもの）第109条の事件
- (3) 水産業協同組合法（平成25年法律第100号による改正前のもの）第95条の5の事件
- (4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第85条第1号に掲げる訴訟の控訴事件
- (5) 同条第2号に掲げる事件の抗告事件
- (6) 同法第85条の2に掲げる訴訟の控訴事件
- (7) 中小企業等協同組合法第107条及び第108条の規定による公正取引委員会の排除措置命令に係る行政事件訴訟法第3条第1項に規定する抗告訴訟の控訴事件
- (8) 水産業共同組合法第95条の3及び第95条の4の規定による公正取引委員会の排除措置命令に係る行政事件訴訟法第3条第1項に規定する抗告訴訟の控訴事件

4 第4特別部

- (1) 裁判所法第16条第4号の事件
- (2) 裁判官分限法第3条の事件
- (3) 日本国憲法の改正手続に関する法律第127条の事件
- (4) 最高裁判所裁判官国民審査法第36条又は第38条の事件
- (5) 弁護士法第16条又は第61条の事件
- (6) 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第60条の事件

5 第5特別部

- (1) 逃亡犯罪人引渡法による審査等請求事件
- (2) 同法による拘禁許可状請求事件及び仮拘禁許可状請求事件
- (3) 国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律による審査等請求事件
- (4) 同法律による拘禁許可状請求事件及び仮拘禁許可状請求事件

(5) 第2節1から4までに掲げる事件に当たらない刑事事件

6 第1特別部から第5特別部まで

各特別部における次に掲げる事件

(1) 民事に関する除斥又は忌避の申立てに関する事件

(2) 民事に関する差戻事件及び再審事件

(3) 刑事に関する忌避の申立て及び刑事訴訟法第428条第2項の異議の申立てに関する事件

(4) 刑事に関する差戻事件

(5) 刑事に関する再審請求事件、刑事補償請求事件及び費用補償請求事件

第4章 事件の分配

第3章第1節2に掲げる知的財産高等裁判所が分担する事件を除く事件について、次のとおり、各部に分配する。知的財産高等裁判所については、同裁判所が定めるところによる。

1 民事部が分担する事件

(1) 次のアからカまでに掲げる事件は、その事件の種類別に、受理の順点により、民事部各部に分配する。ただし、訴訟事件で原審記録が9冊を超えるものについては、事件の種類を問わず、9冊を超え19冊以下のものと19冊を超えるものとの区分し、同区分に従い、それぞれ受理の順点により、民事部各部に分配する。また、抗告事件（家庭裁判所の裁判に対する抗告事件を除く。）で原審記録が5冊を超えるもの（(3)の事件を除く。）については、事件の種類を問わず、受理の順点により、民事部各部に分配する。

ア 民事の控訴事件

イ 民事の抗告事件

ウ 行政の控訴事件

エ 行政の抗告事件

オ 選挙に関する訴訟事件

カ 第3章第1節1の(3)及び(4)に掲げる事件

(2)ア 家庭裁判所の裁判に対する抗告事件は、遺産分割の審判に対する抗告事件、子の返還申立事件の決定に対する抗告事件及びそれ以外の抗告事件に区分し、それぞれ受理の順点により、第2民事部、第4民事部、第5民事部及び第7民事部に分配する。ただし、家庭裁判所の裁判に対する抗告事件で原審記録が5冊を超えるものについては、事件の種類を問わず、第2民事部、第4民事部、第5民事部及び第7民事部に、受理の順点により、分配する。

イ アにかかわらず、家事審判事件についての審判と当該事件を本案とする審判前の保全処分についての審判（審判前の保全処分の取消しに関する審判を含む。以下同じ。）が同日にされた場合には、それらの審判に対する各抗告事件を同一部に分配する。

ウ ア又はイの抗告事件に関連する高等裁判所が第一審として行う家事審判事件は、当該抗告事件が分配された部に分配する。

エ ア又はイにより分配された家庭裁判所の裁判に対する抗告事件は、(1)による民事の控訴事件の分配に当たり、遺産分割の審判に対する抗告事件2件を民事の控訴事件3件として、それ以外の抗告事件又はウにより分配された高等裁判所が第一審として行う家事審判事件3件を民事の控訴事件1件として計算する。

(3) 抗告事件（(2)の事件を除く。）で緊急に処理する必要があることが記録上明らかなものについては、原審記録の冊数にかかわらず、事件の種類を問わないで、受理の順点により、民事部各部に分配する。

(4) 第3章第1節1の(16)に掲げる事件は、当該調停に付する裁判をした部に分配する。

2 刑事部が分担する事件

(1) 刑事の控訴事件（(2)に定めるものを除く。）は、500丁未満、1,000丁未満、3,000丁未満、5,000丁未満、10,000丁未満及び10,000丁以上の区分によって受

理の順点により，刑事部各部に分配する。

- (2) 裁判員裁判に対する控訴事件は，1,000丁未満，3,000丁未満，3,000丁以上の区分によって受理の順点により，刑事部各部に分配する。
- (3) 抗告事件（医療観察法による抗告事件を除く。），抗告受理申立て事件及び医療観察法による抗告事件は，それぞれ受理の順点により，刑事部各部（夏期休廷中に受理した事件については，休廷部を除く。）に分配する。ただし，勾留に関する抗告事件（法廷等の秩序維持に関する法律による監置処分に対する抗告事件その他急速に処理する必要のある抗告事件を含む。）は，次の要領により分配する。

ア 各部のうち1箇部を当番部とし，当番部は，当番日（執務時間外を含む。）に受理した事件をすべて処理するものとする。

イ 当番日に分配を受けた事件数が多く，これを処理することが困難なときは，翌当番日の当番部と協議の上，これを処理することができる。

翌当番日の当番部が，前記協議により事件を処理したときは，これを当番部として処理したものとする。

ウ 当番部が出張等の理由で差し支えがあるときは，翌当番日の当番部と当番部を繰り替えるものとする。

- (4) (1)のうち，学生等集団事件については，5,000丁未満のものに限り，記録丁数にかかわらず，第一審の審判が単独体で行われたものと合議体で行われたものとに区別し，それぞれ受理の順点により，刑事部各部に分配する。
- (5) (1)のうち，各種税法違反事件（関税法違反事件を除く。ただし，関税ほ脱罪については，この限りでない。）は，第1刑事部に分配し，(1)の関係においては，他の控訴事件の3件として計算する。
- (6) (3)のうち，抗告受理決定後の抗告事件については，その決定をした部に分配する。
- (7) (3)の場合に，同一の事件について，少年の抗告事件と抗告受理申立て事件を

受理したときは、次の要領により分配する。

ア 同時に受理したとき又は少年の抗告事件の分配後に抗告受理申立て事件を受理したときは、抗告受理申立て事件は、少年の抗告事件が分配された部に分配する。

イ 抗告受理申立て事件の分配後に少年の抗告事件を受理したときは、少年の抗告事件は、抗告受理申立て事件が分配された部に分配する。

3 除斥又は忌避の申立て等

除斥若しくは忌避の申立て又は刑事訴訟法第428条第2項の異議の申立てに関する裁判は、民事部及び刑事部においては、各別に次位の部が、特別部においては、その部がこれをする。

4 差戻事件

(1) 差戻事件は、民事部及び刑事部各別に、民事部においては1の、刑事部においては2の各控訴事件の分配に繰り入れて各部に分配し、特別部の事件は、その部に分配する。

(2) (1)の場合に特別部の事件を分配する部がないときは、常置委員会又は東京高等裁判所裁判官会議規程第12条の代表者会議の議により、その性質に従って相当である部に分配する。

5 再審事件等

(1) 民事に関する再審事件、民事事件について最高裁判所にした上告提起事件、上告受理申立て事件、特別上告提起事件及び特別抗告提起事件、許可抗告申立て事件、刑事に関する再審請求事件、刑事補償請求事件並びに費用補償請求事件は、その裁判をした部に分配する。

(2) (1)の場合に事件を分配する部がないときは、民事部及び刑事部各別に、受理の順点により、各部に分配する。ただし、特別部の事件は、常置委員会又は東京高等裁判所裁判官会議規程第12条の各部を代表する裁判官の会議の議により、その性質に従って相当である部に分配する。

- 6(1) 第11民事部が担当する第3章第1節1の(10)から(13)まで及び(15)に掲げる事件は、1の(1)の調整上、それぞれこれを控訴事件又は抗告事件の1件として計算する。
- (2) 第3特別部が担当する第3章第3節の3の(4)から(8)までに掲げる事件は、1の(1)の調整上、それぞれこれをその合議体を構成する民事部の裁判長が配置された部に分配されたものとみなす。
- 7 東京高等裁判所特殊事件取扱規程に定める特殊事件は、他の事件とは別に、受理の順点により事件を分担すべき部に分配する。
- 8 原裁判所において1件として受理し、又は併合して審理した事件の上訴は、これを最初に分配を受けた部に分配する。ただし、前に受理した事件が結審後であるときは、この限りでない。
- 9 一つの部に分配した事件が他の部の取扱事件と関連し、併せて審理裁判するのを便宜であるときは、関係の部の協議により、事件を繰り替え、一つの部で併せて審理裁判することができる。
- 10 分配を受ける部に回避を要する裁判官がある場合には、次位の部に分配すべき事件と繰り替えて分配し、分配を受けた部に回避を要する裁判官が配置された場合には、当該部と次位の部との協議により事件を繰り替えることができる。ただし、刑事部においては、当該事件が各種税法違反事件（関税法違反事件を除く。ただし、関税ほ脱罪については、この限りでない。）であるときは、この限りでない。
- 11 ある部に分配された事件が、特に煩雑であるときその他特別の事由があるときは、常置委員会又は東京高等裁判所裁判官会議規程第12条の代表者会議の議により、次位以下の部につき順次以上の理由を勘案してその事件を担当すべき部を定め、又はその事件を担当する部に対する事件の分配を停止する等適宜の処置をすることができる。
- 12 新受事件は、前年度において最後に分配を受けた部の次位の部を起点として、

各部に分配する。

- 13 各部の前年度未済事件は、当該部で引き続きこれを取り扱う。

第5章 開廷日割

- 1 各部の開廷日割を別表3のとおりとする。ただし、各部は、必要に応じ他の日においても開廷することができる。
- 2 知的財産高等裁判所については、同裁判所が定めるところによる。

第6章 行政事務の代理順序

- 1 高等裁判所長官に差し支えがあるときは、別に定めるところにより選ばれた裁判官が、これを代理する。
- 2 部の総括者に差し支えがあるときは、その部の裁判官が、別表1に掲げた順序によって総括者を代理する。
- 3 知的財産高等裁判所の所長及び部の総括者に差し支えがあるときについては、同裁判所が定めるところによる。

附 則

- 1 この定めは、令和2年1月1日から施行する。
- 2 この定め第4章2の(1)、(2)、(3)、(4)、(6)及び(7)並びに4の規定にかかわらず、当分の間、第7刑事部及び第9刑事部に対する刑事の控訴事件、抗告事件、抗告受理申立て事件及び差戻事件の分配を停止する。
- 3 第7刑事部及び第9刑事部がこの定め第4章3、10、11及び12に規定する次位の部にあたるときは、当分の間、「次位の部」とあるのを「次々位の部」と読み替える。
- 4 この定め第4章5の(1)の規定にかかわらず、第7刑事部及び第9刑事部がした裁判に関する刑事の再審請求事件、刑事補償請求事件及び費用補償請求事件は、第7刑事部及び第9刑事部については当分の間、事件を分配する

部がないものとみなし、同2箇部を除く刑事部の各部に受理の順点により分配し、同一の裁判に関する再審請求事件が数件あるときは、これらを1件とみなし、最初に受理した事件の分配を受けた部にその後に受理した事件も併せて分配する。ただし、前に分配された事件について終局決定があったときは、その後に受理した事件についてのみ同様とする。

(別表1)

東京高等裁判所裁判官配置表(令和2年4月10日現在)

民 事 部																	
部	裁 判 官				部	裁 判 官				部	裁 判 官						
第1民事部	総	深原内菊齊澤	見田池藤田	敏道博絵充久	正子久理洋文	第11民事部	総	野脇原関土	山根屋	博克澄	宏人也子毅	第21民事部	総	定谷佐徳須	塚口藤増賀	園重誠康	誠憲一郎
第2民事部	総	白見浅岡湯	石米井田川	史仲克	子正憲太彦	第12民事部	総	近渡吉中守	藤邊田久保山	昌左千朱修	昭夫徹美生	第22民事部	総	白寺伊中澤	井本藤山村	幸昌一典智	夫広夫子子
第4民事部	総	菅大甲田橋	野西良原爪	雅勝充美	一奈子信	第14民事部	総	後塚関篠野	藤原原村	述康武	博聡之治範	第23民事部	総	白筒河廣三真村	石井合澤上鍋	健芳乃浩	哲夫光諭子之涉
第5民事部	総	秋松田小堀	吉谷村西内	仁佳政有	美樹巳洋子	第15民事部	総	八柴飯三関横	木崎畑村根地	一哲勝義規由	洋夫之幸夫美	第24民事部	総	小鈴清本成	田海木野多田	隆正哲晋	則博彦哉司
第7民事部	総	足濱河松堀	立口本下田	晶貴次	哲浩子彦郎	第16民事部	総	岩西片官平糸	井森野島城井	伸政正文恭淳	晃一樹邦子一						
第8民事部	総	阿長作上小	部川原田西	浩れい洋慶	潤二子幸一	第17民事部	総	川橋三今田	神本浦井中	英隆和一	裕史志子隆						
第9民事部	総	小瀬廣間和塩	川口田波谷	秀壯泰史宏真	樹夫士恵典絵	第19民事部	総	北渡田新青	澤辺中田木	純智秀和裕	一子幸憲史						
第10民事部	総	団大菅小河朝	藤野家原倉	文和忠亮	士明行寧子	第20民事部	総	村遠田板中	上藤中野俣	正浩芳俊千	敏太郎樹哉珠						

刑 事 部																		
部	裁 判 官				部	裁 判 官				部	裁 判 官							
第1刑事部	総	若園敦雄	小森田恵樹	水野将芳	丹羽井真理	櫻井	第5刑事部	総	藤幅吉島新	井田井戸宅	敏勝隆孝	明行平純昭	第9刑事部	総(兼)	栃佐上高小	木岡橋泉	直哲康満	力人生明子
第2刑事部	総	大高二佐中	善木宮伯尾	文順信恒佳	男子吾治久		第6刑事部	総	大福奥浅小野	熊士山香寺	一利竜健	之博豪太太	第10刑事部	総	朝伊平神安高	山藤出田永森	芳敏喜大健宣	史孝一助次裕
第3刑事部	総	中河國友下	里原井重山	智俊恒雅洋	美也志裕司		第7刑事部	総(兼)	栃佐上高小	木岡橋泉	直哲康満	力人生明子	第11刑事部	総	栃佐上高小	木岡橋泉	直哲康満	力人生明子
第4刑事部	総	後宮安丸川	藤本藤山瀬	眞孝祥哲孝	理一文一郎巳史		第8刑事部	総	近藤小三仁	藤井川上藤	宏俊賢孝佳	子郎司浩海	第12刑事部	総	平市石室石	木川井橋川	正太伸雅貴	洋志興仁司

特 別 部			
第 1 特 別 部 (海 難 事 件)		第 3 特 別 部 (独 占 禁 止 等 関 係 事 件)	
総	彦裕史敏志郎子樹隆哉珠 幸 英正隆 浩太桂 崎神本上浦藤井中野俣 今川橋村三遠今田田板中	総	彦子之正彦潤博郎子夫子之正哉二広滋久憲夫健行郎理太聡恭子子子之彦広彦子幸治信洋彩範子文信宏一輔紀 幸 眞規 眞義敏稔 一史幸道雅 卓 浩 崎部 見岡部藤鷹石井 野米田 昌勝博 一 弘充 繪伸 典 穂い 今高森深鶴阿後大白白原菅見上長寺大内浅伊中本甲菊岡塚中中真作関小岡湯田上篠佐齊高野澤澤橋中小熊都
第 2 特 別 部 (人 身 保 護 事 件)		第 4 特 別 部 (分 限, 内 乱, 国 民 審 査, 弁 護 士 法 事 件 等)	
総	彦宏一人子也幸子憲史毅 幸 純博智克秀澄和裕 崎山澤 辺 中根田木屋 今野北脇渡原田関新青土	総	彦哲士樹洋夫晃男明洋夫子士行夫志一吾之光寧幸治惠興夫樹諭久典邦子仁子子美一司之繪 幸 丈秀一 壯伸文和正哲順泰忠健太政信勝芳 義恒史伸規正 佳宏文乃雅亮恭由淳貴浩 眞理 崎石藤川木口井善野木崎木田家井川森宮畑合原村伯 井根野澤尾波島上橋倉城地井川鍋谷 今白团小八瀬戸岩大大平柴高廣菅筒市西二飯河小三佐間石関片廣中和宮三室朝平横糸石真塩 (代) (代)
		第 5 特 別 部 (逃 亡 犯 罪 人 引 渡 法 に よ る 事 件)	
		総	彦美之也博志豪太裕太司 幸智一俊利恒 竜雅健洋 崎里熊原士井山香重寺山 今中大河福國奥浅友小野下

新件を配てんする部の構成である(旧件については、従前の配てんによる。)

(別表2)

夏期休廷部日割表 (令和2年度)

	前 期		後 期	
	(7月21日～8月10日)		(8月11日～8月31日)	
	休廷部	代理部	休廷部	代理部
民 事 部	第1民事部	第2民事部	第2民事部	第1民事部
	第20民事部	第4民事部	第4民事部	第20民事部
	第7民事部	第5民事部	第5民事部	第7民事部
	第9民事部	第8民事部	第8民事部	第9民事部
	第10民事部	第11民事部	第11民事部	第10民事部
	第14民事部	第12民事部	第12民事部	第14民事部
	第16民事部	第15民事部	第15民事部	第16民事部
	第19民事部	第17民事部	第17民事部	第19民事部
	第22民事部	第21民事部	第21民事部	第22民事部
	第24民事部	第23民事部	第23民事部	第24民事部
刑 事 部	第1刑事部	第5刑事部	第3刑事部	第6刑事部
	第2刑事部	第12刑事部	第5刑事部	第1刑事部
	第4刑事部	第10刑事部	第8刑事部	第11刑事部
	第6刑事部	第3刑事部	第10刑事部	第4刑事部
	第11刑事部	第8刑事部	第12刑事部	第2刑事部

(別表3)

開廷日割表 (令和2年度)

	部	開廷日	法廷
民事部	第1民事部	月・水・金	民事822号
	第2民事部	火・木・金	民事822号
	第4民事部	火・木・金	民事817号
	第5民事部	月・水・金	民事511号
	第7民事部	火・木・金	民事511号
	第8民事部	火・木・金	民事809号
	第9民事部	月・水・金	民事809号
	第10民事部	火・木・金	民事825号
	第11民事部	月・水・金	民事825号
	第12民事部	月・水・金	民事824号
	第14民事部	火・木・金	民事824号
	第15民事部	月・水・金	民事808号
	第16民事部	火・木・金	民事808号
	第17民事部	月・水・金	民事812号
	第19民事部	火・木・金	民事812号
	第20民事部	月・水・金	民事817号
	第21民事部	火・木・金	民事424号
	第22民事部	月・水・金	民事424号
	第23民事部	月・水・金	民事717号
	第24民事部	火・木・金	民事717号

	部	開廷日	法廷	
刑事部	第1刑事部	月・水・金	刑事720号	
	第2刑事部	月・火・木	刑事720号	
	第3刑事部	月・水・金	刑事410号	
	第4刑事部	月・火・木	刑事506号	
	第5刑事部	月・水・金	刑事506号	
	第6刑事部	月・火・木	刑事410号	
	第8刑事部	月・水・金	刑事805号	
	第10刑事部	月・火・木	刑事805号	
	第11刑事部	月・水・金	刑事622号	
	第12刑事部	月・火・木	刑事622号	
	特別部	第1特別部	随時	
		第2特別部	随時	
第3特別部		随時		
第4特別部		随時		
第5特別部		随時		